

# 令和3年度 新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和3年6月24日制定

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者就労施設等の受注機会及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図るものとする。

## 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての組織（以下「市の組織」という。）が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

## 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
  - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 共同受注窓口（受注内容に対応可能な複数の障がい者就労施設等にあっせん・仲介する業務を行う）
- (3) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
  - （※） 重度障害者多数雇用事業所の要件
  - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
  - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
  - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上。
- (4) 新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度に登録された事業者
- (5) 障がい者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
  - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

## 5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
  - ア 食品類（パン、菓子、弁当等）
  - イ 事務用品類（ゴム印、公印、書籍等）
  - ウ 日用品類（トイレットペーパー、ポリ袋、紙おむつ、福祉用具等）
  - エ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
  - ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒、冊子）
  - イ クリーニング
  - ウ 施設・公園等の除草・清掃作業
  - エ テープ起こし・情報処理
  - オ 軽作業（袋詰め、封入、包装等）
  - カ 点字製作（各種印刷物、プレート点字）
  - キ 廃棄物等の回収・運搬
  - ク その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報については、障がい福祉課が当該施設等からの情報をもとに市の組織に提供し、市の組織はその情報を参考に、物品等の調達を推進する。

- (2) 障がい者就労施設等における物品の受注規模の拡大を図るため、新潟市内の複数の障がい者就労施設等で運営する「まちなかほっとショップ」を共同販売の窓口として活用する。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

## 8 調達の目標

令和3年度調達目標は、調達実績額が340,208千円を上回るよう努めることとする。

## 9 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。